三　中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1及び2　略									
四　中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1～3　略									
五　中小企業団体の組織に関する法律施行令第13条において準用する中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）第29条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1　略									
六　中小企業等協同組合法第111条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務	1　同法第9条の2第7項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による協同組合等の共済事業等以外の事業の承認			○						
	2　同法第9条の2の2第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による 交渉ができないとき等のあっせん又は調定		○							
	3　同法第9条の2の3（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し		○							
	4　同法第9条の6の2第1項及び第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を		○							

三　中小企業団体の組織に関する法律施行令第10条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1及び2　略									
四　中小企業団体の組織に関する法律施行令第10条第2項又は第3項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1～3　略									
五　中小企業団体の組織に関する法律施行令第12条において準用する中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）第14条の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律に基づく事務	1　略									
六　中小企業等協同組合法第111条の規定により知事の権限に属するものとされた同法に基づく事務										
	1　同法第9条の2の2第2項の規定による交渉ができないとき等のあっせん又は調定		○							
	1の2　同法第9条の2の3の規定による組合員以外の者の事業の利用の特例の認可及び認可の取消し		○							

			含む。）の規定による共済規程の認可及び変更又は廃止																												
			5　同法第9条の7の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第305条の規定による立入検査等			○																									
			6　同法第9条の7の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法第306条の規定による業務改善命令			○																									
			7　同法第9条の7の5第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定において準用する保険業法第307条第1項第3号の規定による共済契約の募集の停止の命令			○																									
			8　同法第9条の9第4項の規定による協同組合連合会の共済事業等以外の事業の承認			○																									
			9　同法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可（信用協同組合に係るものを除く。）	○																											2　同法第27条の2第1項の規定による組合の設立の認可（信用協同組合又は火災共済協同組合の設立に係るものを除く。）	○							
			10　同法第31条の規定による火災共済協同組合の成立の届出の受理			○																									
			11　同法第35条の2の規定による役員の氏名又は住所の変更の届出の受理（信用協同組合に係るものを除く。）			○																									
			12　同法第48条の規定による会員による総会の招集の承認（信用協同組合に係るものを除く。）			○																									
			13　略																												3　略
			14　同法第57条の2の規定による火災共済協同組合の火災共済規程の変更の認可		○																										4　同法第57条の2の規定による火災共済協同組合等の事務方法等の変更の認可
			15　同法第57条の3第5項の規定による信用協同組合等の事業の譲渡又は譲受けの認可		○																										
			16　同法第57条の5		○																										

			の規定による共済事業を行う組合等の余裕金運用の認可																				
			17　同法第58条の4の規定による共済事業の健全性の基準の設定		○																		
			18　同法第58条の7第2項及び第3項の規定による共済計理人の意見書の受理及び意見書についての説明等の請求			○																	
			19　同法第58条の8の規定による共済計理人の解任の命令			○																	
			20　同法第62条第2項の規定による解散の届出の受理（信用協同組合に係るものを除く。）			○																	
			21　略																				5　略
			22　同法第66条第1項の規定による組合の合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。）	○																			6　同法第63条第3項の規定による組合の合併の認可（信用協同組合に係るものを除く。）
			23　同法第68条第2項の規定による精算人の選任			○																	
			24　略																				7　略
			25　同法第82条の10第4項において準用する同法第48条の規定による中小企業団体中央会の会員による総会の招集の承認			○																	8　同法第82条の10第4項において準用する同法第48条の規定による会員による総会の招集の承認（信用協同組合に係るものを除く。）
			26　略																				9　略
			27　同法第82条の13第2項の規定による中小企業団体中央会の解散の届出の受理			○																	
			28　同法第96条第5項の規定による組合若しくは中小企業団体中央会の解散の登記の嘱託（信用協同組合に係るものを除く。）			○																	
			29　同法第104条の規定による不服の申し出の受理及び必要な措置（信用協同組合に係るものを除く。）			○																	
			30　略																				10　略
			31　同法第105条の2の規定による組合等の決算関係書類の受理			○																	
			32　同法第105条の3の規定による組合等からのその業務			○																	

		等に関する報告の徴収（信用協同組合に係るものを除く。）																	
		33 同法第105条の4の規定による組合等の業務等の状況に関する質問及び検査（信用協同組合に係るものを除く。）		○								11 同法第105条の4の規定による組合等からのその業務等に関する報告の徴収又は業務等の状況の検査（信用協同組合に係るものを除く。）		○					
		34 略										12 略							
		35 同法第106条の2の規定による共済事業に係る監督上の処分		○															
		36 同法第106条の3の規定による共済事業を行う組合からの届出の受理		○															
	七 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 略									七 商工会法第60条の規定により都道府県が処理する事務に関する政令（昭和35年政令第149号）の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく事務（市町村長に委任したものを除く。）	1 略							
		2 同法第23条第3項（同法第44条第4項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）及び同法第52条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取		○								2 同法第24条（同法第44条第4項（同法第48条第5項及び同法第58条第4項において準用する場合を含む。）、同法第52条の2第6項、同法第54条第4項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）及び法第55条の15において準用する場合を含む。）の規定による認可又は不認可及び発起人への通知			○					
		3 同法第24条（同法第44条第4項（同法第48条第5項及び同法第58条第4項において準用する場合を含む。）、同法第52条の2第5項、同法第54条第4項（同法第58条第6項において準用する場合を含む。）及び法第55条の15において準用する場合を含む。）の規定による認可又は不認可の発起人への通知			○														
		4 同法第42条第5項（同法第48条第5項及び第58条第4項において準用する場合を含む。）の規定による会員による総会の招集の承認			○							3 同法第42条第5項（同法第48条第5項又は第58条第4項において準用する場合を含む。）の規定による会員による総会の招集の承認			○					
		5 同法第44条第2項（同法第48条第5項及び第58条第4項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の定款の変更の認可			○							4 同法第44条第2項（同法第48条第5項又は第58条第4項において準用する場合を含む。）の規定による商工会の定款の変更の認可			○					
		6 略										5 略							
		7 略										6 略							
		8 略										7 略							
		9 略										8 略							
		10 略										9 略							

	11 略								
	12 略								
	13 同法第52条の2第2項の規定による合併の認可	○							
	14 略								
	15 略								
	16 略								
八～十 略									
十一 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315条）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく事務	1 同法第7条第2項の規定による特定商工業者の該当基準引上げの許可			○					
	2 同法第10条第2項及び第3項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長及び通知			○					
	3 略								
	4 同法第46条第2項及び同条第4項において準用する同法第28条の規定による定款の変更の認可、関係市町村長の意見の聴取及び認可又は不認可の通知（同法第25条第1号から第4号まで、第6号から第8号まで、第12号から第15号まで及び第18号の事項に係るものを除く。）			○					
	5～8 略								
	9 6から8までに掲げる事務を行った場合の経済産業大臣への報告			○					
十二～二十 略									
二十一 略									
二十二 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第36条第1項の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域の決定		○						
	2 同法第36条第2項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地			○					

	10 略								
	11 略								
	12 同法第52条の2第2項及び第4項に規定による合併認可申請の受理及び関係市町村長の意見の聴取			○					
	13 略								
	14 略								
	15 略								
八～十 略									
十一 商工会議所法施行令（昭和28年政令第315条）第7条の規定により知事の権限に属するものとされた商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく事務	1 同法第7条第2項の規定による税額の決定の許可			○					
	2 同法第10条第2項の規定による商工業者法定台帳の作成期間の延長			○					
	3 略								
	4 同法第46条第2項の規定による定款の変更の認可			○					
	5～8 略								
十二～二十 略									
二十一 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（平成3年法律第82号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第1項の規定による基本構想の同意		○						
	2 同法第6条第1項の規定による基本構想の変更の同意		○						
二十二 略									

法特例区域の公告								
3　同法第36条第4項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案作成に関する認定市町村との協議			○					
4　同法第36条第6項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案作成に関する公聴会の開催等			○					
5　同法第36条第7項（第37条第1項において準用する場合を含む。）の規定による第1種大規模小売店舗立地法特例区域案の公告及び縦覧			○					
6　同法第55条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特例区域の決定		○						
7　同法第55条第4項の規定において準用する第36条第2項、第4項、第6項、第7項及び第37条第1項の規定による第2種大規模小売店舗立地法特例区域の公告等			○					

市場開拓室	一　卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第6条の規定による卸売市場整備計画の策定		○						
		2　同法第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可	○							
		3　同法第58条第1項の規定による卸売業務の許可		○						
		4　同法第60条の規定による卸売市場の廃止の許可		○						
		5　同法第64条第1項の規定による卸売市場の業務規程の変更の承認					○			
	二　鳥取県地方卸売市場条例（昭和46年鳥取県条例第49号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同条例第8条第1項及び第2項の規定による営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可		○						
		2　同条例第9条第1項の規定による相続の認可		○						
		3　同条例第12条第2項の規定によるセリ人の指定の届出の受理						○		

		4　同条例第15条の規定による業務開始等の届出の受理						○		
略										
産業技術センター	一　鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務						○		
	二　鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）に基づく知事の権限に属する事務	1　すべての事務						○		
	三　その他の事務	1　鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（産業技術センターが管理している個人情報に係るものに限る。） （一）　同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長 （二）　同条例第23条第１項及び第２項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものを除く。） （三）　同条例第29条及び第30条第１項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものを除く。）						○		
		2　鳥取県情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（産業技術センターが保有している公文書に係るものに限る。） （一）　同条例第７条第１項の規定による公文書の開示請求に対する決定（特に重要なものを除く。） （１）　全部開示の決定 （２）　部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定並びに存否応答拒否の決定 （イ）　部分開						○		

						示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの									
						3　補助金及び会計に関する事務 (一)　産業技術センター長の名において処理することが適当であり、商工労働部長が別に定めるもの					○				
						4　庁舎管理に関する事務（産業技術センターの庁舎又は構内におけるものに限る。） (一)　鳥取県庁内取締に関する規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)　同規則第3条第1項の規定による物品販売等の許可 (2)　同規則第6条の規定による必要な措置の命令 (二)　県有建物に関する広告物等取扱規程に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)　同訓令第1条の規定による広告物の表示又はこれに関する物件の設置の許可 (2)　同訓令第5条ただし書の規定による(1)の許可の取消し (三)　鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)　同条例第4条第1項の規定による放置自動車の状況等の調査及び警告書のはり付け (2)　同条例第4条第2項の規定による警察署への通報 (3)　同条例第4条第3項の規定による施錠の解錠及び車内の調査 (4)　同条例第5条第1項の規定による放置自動車の移					○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○				

労働雇用課	一～六　略										
	七 略										
	八 略										
	九 略										
	十 略										
	十一 略										
	十二 略										
	十三 略										
	十四 略										
	十五 略										
	十六 略										
農林水産部共通	一 農林土木工事（農業集落排水事業に係るものを除く。）に係る知事の権限に属	1 農林土木工事に係る起工の決定 （一） 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。農林水	○								

		動及び保管 （5） 同条例第5条第2項の規定による移動等の通知及びその旨の公示 （6） 同条例第6条第1項の規定による放置自動車の撤去等の勧告 （7） 同条例第6条第2項の規定による勧告に従うことの命令 （8） 同条例第7条第1項の規定による廃物の認定 （9） 同条例第7条第2項の規定による告示 (10) 同条例第8条第1項の規定による放置自動車の処分 (11) 同条例第8条第2項の規定による告示 (12) 同条例第8条第3項の規定による放置自動車の処分 (13) 同条例第9条の規定による費用の請求		○				○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		

労働雇用課	一～六 略										
	七 略										
	八 鳥取県職業訓練受講奨励資金貸与規則（昭和62年9月鳥取県規則第7号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第9条の規定による受講資金の貸与の決定			○						
		2 同規則第15条第1項の規定による受講資金の返還債務の履行の猶予			○						
		3 同規則第16条第3項の規定による受講資金の返還債務の免除		○							
	九 略										
	十 略										
	十一 略										
	十二 略										
	十三 略										
	十四 略										
	十五 略										
	十六 略										
	十七 略										
農林水産部共通	一 農林土木工事（農業集落排水事業に係るものを除く。）に係る知事の権限に属	1 農林土木工事に係る起工の決定 （一） 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。農林水	○								

| | | |

			係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長					係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（3の2の場合を除く。） (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの	○ ○						○	総合事務所長
			3の2 農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長					3の2 農林土木工事に係る請負契約の締結を随意契約の方法によることの決定（技術提案型の随意契約の場合） (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○						○	総合事務所長
			4 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○					○	総合事務所長					4 農林土木工事に係る請負契約の締結の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○						○	総合事務所長
			5 農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○					○	総合事務所長					5 農林土木工事に係る土地、水面等の測量及び調査 (一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの (三) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの (四) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの	○ ○ ○ ○						○	総合事務所長
			6 農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定												6 農林土木工事に係る設計又は監督の委託の決定									

			(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○										(一) 契約の対象となる部分の金額が1億円以上の工事に係るもの	○								
			(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○									(二) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円以上1億円未満の工事に係るもの		○							
														(三) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円以上5,000万円未満の工事に係るもの			○						
			(三) 契約の対象となる部分の金額が5,000万円未満の工事に係るもの						○	総合事務所長				(四) 契約の対象となる部分の金額が4,000万円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長	
			7～10 略											7～10 略									
		二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成										二 農林土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成									
			(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結前に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの		○									(一) 請負対象設計金額（請負契約の締結前に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額 以下(二)及び(三)において同じ。）が2億円以上の工事に係るもの		○								
														(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○						
			(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						○	総合事務所長				(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長	
			2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定											2 同規則第14条第1項（同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。）の規定による予定価格の決定									
			(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○									(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○							
														(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの			○						
			(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの						○	総合事務所長				(三) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長	
			3 同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定											3 同規則第15条（同規則第20条において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格の決定									
			(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○									(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの		○							
														(二) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るも			○						

| | | |

			計金額が2億円未満の工事に係るもの																		
			8　略											8　略							
			9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○						○	総合事務所長				9　同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○ ○		○					
			10及び11　略											10及び11　略							
			12　同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設	○ ○ ○							総合事務所長				12　同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）。以下(三)及び(四)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四)　請負対象設	○ ○ ○		○				○	総合事務所長

| | | |

| | | |

			未満の工事に係るもの													未満の工事に係るもの													
			18　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。））が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○	総合事務所長												18　同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。））が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。））が2億円未満の工事に係るもの	○ ○ ○						
			19　同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。））が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合	○ ○ ○	総合事務所長												19　同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一)　請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの (二)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。））が2億円以上5億円未満の工事に係るもの (三)　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合	○ ○ ○						

| | | |

			除く。）が2億円未満の工事に係るもの											除く。）が1億円未満の工事に係るもの											
			30　略											30　略											
			31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを除く。）が2億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長					31　同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを除く。）が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
			32　略											32　略											
			33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを除く。）が2億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長					33　同規則第66条第4項の規定による請負代金の部分払 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの （二）　請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となるものを除く。）が1億円未満の工事に係るもの			○				○	総合事務所長
			34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が2億円以上の工事（請負契約			○										34　同規則第67条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 （一）　請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下(二)において同じ。）が1億円以上の工事（請負契約			○					

| | | |

		7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○							
		(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○						
		(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
	三及び四 略									
農政課	一及び二 略									
	三 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8 略								
		9 略								
		10 略								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
	四～六 略									
	七 畑作物共済引受要綱（昭和54年54農経B第933号農林水産省経済局長通達）に基づく知	1 同要綱第2章第3節第3の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定			○					

		7項の規定による当該物件の処分等の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。）に係るもの	○							
		(二) 請負対象設計金額（請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額（変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。）(三)において同じ。）が2億円以上5億円未満の工事に係るもの		○						
		(三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの			○					
	三及び四 略									
農政課	一及び二 略									
	三 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく知事の権限に属する事務	1～8 略								
		9 同法第85条の10第1項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可			○					
		10 略								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 略								
		22 略								
		23 略								
	四～六 略									
	七 畑作物共済引受要綱（昭和54年54農経B第933号農林水産省経済局長通達）に基づく知	1 同要綱第1章第3節の規定による共済目的の種類等ごと及び組合等ごとの単位当たり収穫量の決定			○					

事の権限に属する事務									
八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第20項の規定による組合の指定			○					
	2　略								
	3　同法第11条の4第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認			○					
	4　同法第11条の5に規定する組合と特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間における取引又は行為の承認			○					
	5　同法第11条の7第1項の規定による組合の共済規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	6　同法第11条の15の規定による価格変動準備金の不積立等に関する認可			○					
	7　同法第11条の23第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	8　同法第11条の26の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第62号）に基づく事務 (一)　信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更 (二)　信託法第46条の規定による		○	○					

事の権限に属する事務									
八　農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第15項の規定による国債等の募集の取扱いの事業の認可			○					
	2　同法第10条第18項の規定による同条第7項の事業の認可又は事業内容等の変更の認可			○					
	3　同法第10条第19項の規定による信託業務に係る事業の認可又は信託業務の種類等の変更の認可			○					
	4　同法第10条第20項の規定による同条第9項の事業の認可			○					
	5　同法第10条第24項の規定による組合の指定			○					
	6　略								
	7　同法第11条の3第1項の規定による組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることの承認			○					
	8　同法第11条の3の2に規定する組合と特定関係者又はその特定関係者に係る利用者との間における取引又は行為の承認			○					
	9　同法第11条の4第1項の規定による組合の共済規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	10　同法第11条の8第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○					
	11　同法第11条の11の規定により信託の引受けの事業を行う農業協同組合について知事の権限に属するものとされた信託法（大正11年法律第62号）に基づく事務 (一)　信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更 (二)　信託法第46条の規定による		○	○					

| | | |

			認可に関する証明										許可に関する証明								
			19　同法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを行うことについての認可	○									17　同法第50条の2第3項の規定による信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けを行うことについての承認	○							
			20　略										18　略								
			21　略										19　略								
			22　略										20　略								
			23　略										21　略								
			24　略										22　略								
			25　略										23　略								
			26　同法第73条第2項において準用する民法第56条の規定による農事組合法人の仮理事の選任		○																
			27　略										24　略								
			28　略										25　略								
			29　略										26　略								
			30　略										27　略								
			31　略										28　略								
			32　略										29　略								
			33　同法第95条の2第1項の規定による組合又は農事組合法人の解散の命令	○																	
			34　略										30　略								
			35　略										31　略								
			36　略										32　略								
			37　略										33　略								
		九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○						九　森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づく知事の権限に属する事務	1　同法第10条第1項の規定による組合の信託規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認							○	総合事務所長
			2　同法第12条の規定により信託の引受けの事業を行う森林組合について知事の権限に属するものとされた信託法に基づく事務 (一)　信託法第22条第1項ただし書きの規定による信託財産を固有財産とするための許可 (二)　信託法第23条第1項の規定による信託財産の管理方法の変更 (三)　信託法第46条の規定による受託者の辞任の許可 (四)　信託法第47		○ ○ ○ ○	○																

条の規定による受託者の解任 (五) 信託法第58条の規定による信託の解除の命令		○																
3 同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認			○							2 同法第24条第1項の規定による組合の林地処分事業実施規程の設定又は同条第3項の規定による変更若しくは廃止の承認						○	総合事務所長
4 同法第25条第1項の規定による員外者に対する分担金の徴収の認可		○								3 同法第25条第1項の規定による組合の分担金の徴収の認可						○	総合事務所長
5 同法第25条第3項の規定による組合の分担金徴収についての受益者からの意見の聴取		○								4 同法第25条第3項の規定による組合の分担金徴収についての受益者からの意見の聴取						○	総合事務所長
6 同法第53条第1項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による一時役員の選任又は役員の選挙若しくは選任するための総会を招集して選挙若しくは選任をさせること		○																
7 同法第53条第3項の規定による組合員その他の利害関係人の請求による一時代表理事の選任		○																
8 同法第61条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可			○							5 同法第61条第2項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の定款の変更の認可						○	総合事務所長
9 同法第61条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求			○							6 同法第61条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第78条第2項の規定による組合の定款の変更に関する報告書の提出の要求						○	総合事務所長
10 同法第61条第3項（同法第100条第2項において準用する場合を含む。）において準用する同法第80条第2項の規定による定款の変更の認可に関する証明			○															
11 略										7 略								
12 略										8 略								
13 同法第80条第2項（同法第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立の認可に関する証明			○															

		14 略									9 略								
		15 略									10 略								
		16 同法第83条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第80条第2項の規定による組合の解散の認可に関する証明			○														
		17 略									11 略								
		18 略									12 略								
		19 同法第84条第3項（同法第100条第4項において準用する場合を含む。）において準用する同法第80条第2項の規定による組合の合併の認可に関する証明			○														
		20 略									13 略								
		21 同法第100条第2項において準用する民法第56条の規定による生産森林組合の仮理事の選任		○															
		22 同法第108条の3第2項において準用する同法第84条第2項の規定による連合会の権利義務の包括承継の認可	○																
		23 略									14 略								
		24 略									15 略								
		25 略									16 略								
		26 略									17 略								
		27 略									18 略								
		28 同法第114条の規定による組合の解散の命令	○																
		29 同法第115条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合に係る議決又は選挙若しくは当選の取消し		○							19 同法第115条第1項の規定による組合の総会の議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
		30 略									20 略								
十 略											十 略								
十一 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務		1 略									十一 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく知事の権限に属する事務	1 略							
		2 同法第15条の2第1項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可又は同条第2項（同法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の			○							2 同法第15条の2第1項（同法第96条第1項及び第100条の6第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可又は同条第2項（同法第96条第1項及び第100条の6第1項において準			○					

			変更若しくは廃止の認可											用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更若しくは廃止の認可															
			3　同法第43条第1項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任又は役員を選挙し、若しくは選任するための総会を招集して役員を選挙させ若しくは選任させること		○									3　同法第43条第1項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任又は役員を選挙させ、若しくは選任させること		○								
			4　同法第43条第3項（同法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一時代表理事の選任		○																								
			5　同法第48条第2項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可			○								4　同法第48条第2項（同法第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項及び第100条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可			○								
			6　同法第64条（同法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	○										5　同法第64条（同法第86条第4項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可	○										
			7　同法第65条第2項（同法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可に関する証明			○								6　同法第65条第2項（同法第86条第4項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可に関する証明			○								
			8　同法第66条の2（同法第86条第3項、第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○										7　同法第66条の2（同法第86条第4項、第92条第4項、第96条第4項、第100条第4項及び第100条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認可の取消し	○										
			9　同法第68条第2項（同法第86条第4項及び第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○										8　同法第68条第2項（同法第86条第5項、第96条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散の決議の認可	○										
			10　同法第69条第2項（同法第86条第	○										9　同法第69条第2項（同法第86条第	○										

		4項、第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 同法第123条の2第1項の規定による改善計画の提出の要求又は提出された改善計画の変更の命令		○						
		16 同法第123条の2第2項又は第3項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の保管の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令	○							
		17 略								
		18 略								
		19 略								
		20 略								
		21 同法第125条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合に係る議決又は選挙若しくは当選の取消し		○						
		22 略								
		23 同法第126条の2の規定による付加条件の変更			○					
十二～十四 略										
十五 その他の事務		1 農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
		(二) (一)以外に係るもの			○					

		5項、第92条第5項、第96条第5項、第100条第5項及び第100条の6第5項において準用する場合を含む。）の規定による合併の認可								
		10 略								
		11 略								
		12 略								
		13 略								
		14 略								
		15 略								
		16 略								
		17 略								
		18 同法第125条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による決裁又は選挙若しくは当選の取消し		○						
		19 略								
		20 同法第126条の2の規定による条件の付加変更			○					
十二～十四 略										
十五 その他の事務		1 農林土木工事に係る一般競争入札又は指名競争入札の執行 (一) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの							○	総合事務所長
		(二) (一)以外に係るもの			○					
		2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の6第2項において準用する同法第16条第2項の規定に基づき農林水産大臣に登録された登録認定機関を代表する知事の権限に								

														属する次の事務 (一) 認定の判定及び再判定結果の通知 (二) 認定書の交付又は再交付並びに調査及び再検査の結果の通知 (三) 農林水産大臣への報告、申請及び届け (四) 独立行政法人農林水産消費技術センターへの報告 (五) 鳥取県有機農産物等認定業務規程その他認定業務に関する規程の制定又は改廃 (1) 特に重要なもの (2) (1)以外のもの (六) (一)から(五)までに掲げるもの以外のもの	○ ○ ○ ○ ○ ○							
														3 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28法律第7号)第86条の6第1項の規定に基づく酒類における有機等の表示基準を満たしていることの証明を行う知事の権限に属する次の事務 (一) 証明判定の結果の通知 (二) 証明書の交付又は再交付並びに調査及び再調査の結果の通知 (三) 証明の取消 (四) 鳥取県有機農産物加工酒類証明業務規程その他証明業務に関する規程の制定又は改廃変更又は廃止 (1) 特に重要なもの (2) (1)以外のもの (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のもの	○ ○ ○ ○ ○ ○							
			2 略											4 略									
農業大学校	一及び二 略											農業大学校	一及び二 略										
		三 その他の事務											三 その他の事務	1 鳥取県個人情報保護条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(農業大学校が管理している個人情報に係るものに限る。) (一) 同条例第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長						○		